

議案第 6 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 2 月 18 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第 1 条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成 3 年川崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「及び」を「並びに」に、「第 6 条の 3」を「第 6 条の 2 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第 6 条の 3 第 1 項」に改める。

(川崎市小児医療費助成条例の一部改正)

第 2 条 川崎市小児医療費助成条例（平成 7 年川崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「規定する」の次に「小規模住居型児童養育事業を行う者又は」を加える。

(川崎市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「又は」の次に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を加える。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。